

相 談 弁 護 士 に 関 す る 要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の行政に係る紛争事件等の円滑かつ迅速な解決を図るため、本市の依頼に応じて法律相談を行う弁護士（以下「相談弁護士」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相談弁護士の選任)

第2条 相談弁護士は、毎年度3名を選任するものとし、市と相談弁護士との間において別途委託契約を締結するものとする。

2 委託の期間は、毎年度4月1日（当該日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日又は日曜日でない日）から翌年3月31日までとする。

3 相談弁護士に対しては、毎年度予算の範囲内で定める委託料を支払うものとする。

(相談弁護士の業務)

第3条 相談弁護士は、本市の行政に係る紛争事件等に関する法律上の問題点等について、本市の依頼に応じてその都度法律相談を行うものとする。

(法律相談の事務分掌)

第4条 相談弁護士に対する法律相談に関する事務は、総務局総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）において所掌する。

(法律相談の手續)

第5条 所管課等において、所管事項に係る紛争事件等について法律相談を受ける必要が生じたときは、所管課等の長は、法律相談依頼書に關係資料を添えて、法律相談の実施を政策法務課長に依頼するものとする。ただし、軽微な案件、緊急を要する案件等については、口頭により依頼することができる。

2 政策法務課長は、前項の規定により依頼を受けたときは、速やかに相談弁護士と調整のうえ、法律相談の日時及び場所を決定し、当該所管課等の長に通知する

ものとする。

第6条 相談弁護士に法律相談をする場合には、原則として所管課等の担当者と政策法務課の担当者とは同席するものとする。

第7条 法律相談に係る相談弁護士と所管課等との連絡については、原則として政策法務課を経由して行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、相談弁護士に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年2月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、昭和56年度に限り、相談弁護士の委託の期間は、昭和57年2月1日から同年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年7月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成5年度に限り、平成5年7月1日以降に新たに第2条第1項の規定により委託契約を締結することとなる相談弁護士の委託の期間は、当該委託契約の締結の日から平成6年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。